

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3088号から第3099号まで)

令和6年8月13日

横情審答申第3088号から3099号まで

令和6年8月13日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年2月1日旭高第2166号及び第2170号から第2176号まで並びに令和5年1
月30日旭高第2253号から第2256号までによる次の各諮問について、別紙のとおり答申
します。

「・令和2年度旭高第1568号「令和2年11月2日付開示請求に対する非
開示の決定について」・令和2年度旭高第1569号「令和2年11月2日付開
示請求に対する非開示の決定について」」ほかの一部開示決定に対する審
査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表の「決定日」欄に記載の決定日付で行った各一部開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、起案文書上の個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当しないため非開示とした。また、広聴案件として処理された投稿の原文（以下「投稿原文」という。）については、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報が記載されており、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当しないため非開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 請求文書を全部開示されるよう求める。
- (2) 異文書をうたい一部開示決定した処分を取り消し、特定した文書を開示するよう求める。
- (3) 条例には「根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」とある。単に非開示とする根拠規定を戯言による記載で示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人の、どの様な事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、以下の文書と認められる。

ア 別表の請求番号1の審査請求文書は、令和2年度旭高第1568号及び第1569号の「令和2年11月2日付開示請求に対する非開示の決定について」の起案文書であり、起案用紙、非開示決定通知書（案）及び開示請求書で構成されている。

イ 別表の請求番号2から8までの審査請求文書は、令和2年度旭高第1637号及び第1643号から第1648号までの「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」の起案文書であり、起案用紙、非開示決定通知書（案）、存否応答拒否条項適用報告書（案）、開示請求書及び条文の抜粋を記載した資料で構成されている。

ウ 別表の請求番号9の審査請求文書は、令和元年度旭高第2977号、第2984号、第2991号、第3013号及び第3043号並びに令和2年度旭高第14号「広聴案件の処理について」の起案文書であり、起案用紙、回答案及び投稿原文で構成されている。

エ 別表の請求番号10及び12の審査請求文書は、令和4年度旭高第1674号「令和4年10月26日付開示請求に対する一部開示の決定について」の起案文書であり、起案用紙、開示請求書、一部開示決定通知書（案1）、一部開示決定通知書（案2）及び対象行政文書で構成されている。

オ 別表の請求番号11の審査請求文書は、令和4年11月11日付旭高第1674号－1及び旭高第1674号－2の一部開示決定通知書である。

(3) 対象文書の特定及び非開示事由該当性について

本件審査請求において、審査請求人は、本件各処分において特定されていない他の文書及び本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会では、対象文書特定の妥当性及び非開示事由該当性について判断する。

ア 対象文書特定の妥当性

開示請求書の「令和2年11月18日付第1568号、第1569号で請求者に開示された文書を、起案し経伺し決裁されたことの一連の流れが分かる決裁文書面の写しの開示。」及び「旭区高齢障害支援課の「広聴案件の処理について」の表題に関わる広聴番号不詳に関する一切の文書の開示を求める。」等の記載から、実施機関はその記載に沿って別表に記載のとおり本件審査請求文書を特定しており、対象文書の特定は妥当である。

イ 開示請求書、非開示決定通知書（案）、一部開示決定通知書（案）、起案用紙、回答案及び対象行政文書のうち個人の氏名、住所及び個人印の印影の旧条例第7条第2項第2号該当性

(ア) 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

(イ) これらの文書のうち個人の氏名、住所及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性等

(ア) 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。

(イ) 当審査会で対象文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名、住所及び個人印の印影並びに特定年月における特定個人と横浜市旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）との間での窓口対応の経過等が記載されている。

このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(ウ) ところで、旧条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

本件では、投稿原文のうち、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」である個人の氏名、住所及び個人印の印影を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表

請求番号	答申番号	諮問	審査請求文書	決定日	審査請求人の 本件各処分に対する 意見	実施機関の 処分理由説明要旨
1	第3088号	令和3年2月1日旭高第2166号	・令和2年度旭高第1568号「令和2年11月2日付開示請求に対する非開示の決定について」 ・令和2年度旭高第1569号「令和2年11月2日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書に相違して行った一部開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 請求した文書の不開示に対し、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。	対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため
2	第3089号	令和3年2月1日旭高第2170号	令和2年度旭高第1648号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上
3	第3090号	令和3年2月1日旭高第2171号	令和2年度旭高第1647号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上

4	第3091号	令和3年2月1日旭高第2172号	令和2年度旭高第1637号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上
5	第3092号	令和3年2月1日旭高第2173号	令和2年度旭高第1643号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上
6	第3093号	令和3年2月1日旭高第2174号	令和2年度旭高第1644号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上
7	第3094号	令和3年2月1日旭高第2175号	令和2年度旭高第1646号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上
8	第3095号	令和3年2月1日旭高第2176号	令和2年度旭高第1645号「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」	令和2年12月14日	同上	同上

9	第3096号	令和5年1月30日旭高第2253号	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度旭高第2977号「広聴案件の処理について」 ・令和元年度旭高第2984号「広聴案件の処理について」 ・令和元年度旭高第2991号「広聴案件の処理について」 ・令和元年度旭高第3013号「広聴案件の処理について」 ・令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」 ・令和2年度旭高第14号「広聴案件の処理について」 	令和4年11月11日	一部開示決定した本件処分を取り消し、特定した文書を開示するよう求める。	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別される。また、投稿原文については、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する記載であり、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため
10	第3097号	令和5年1月30日旭高第2254号	令和4年度旭高第1674号「令和4年10月26日付開示請求に対する一部開示の決定について」	令和4年12月15日	同上	同上

11	第3098号	令和5年1月30日旭高第2255号	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度旭高第1674号-1「一部開示決定通知書」(令和4年11月11日付施行文) ・令和4年度旭高第1674号-2「一部開示決定通知書」(令和4年11月11日付施行文) 	令和4年12月15日	同上	対象行政文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため
12	第3099号	令和5年1月30日旭高第2256号	令和4年度旭高第1674号「令和4年10月26日付開示請求に対する一部開示の決定について」	令和4年12月15日	同上	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別される。また、投稿原文については、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する記載であり、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 2 月 1 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (諮問第3214号から第3217号まで、第3219号、第3220号、第3224号、第3225号)
令 和 3 年 3 月 2 日	・審査請求人から意見書を受理 (諮問第3215号から第3217号まで、第3219号、第3220号、第3224号、第3225号)
令 和 5 年 1 月 30 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (諮問第4241号から第4244号まで)
令 和 5 年 3 月 6 日	・審査請求人から意見書を受理 (諮問第4241号から第4244号まで)
令 和 6 年 5 月 9 日 (第31回第四部会)	・審議
令 和 6 年 6 月 6 日 (第32回第四部会)	・審議